

蒲郡市竹島水族館コンセッション

【添付資料 4】

基本協定書

(案)

令和●年●月

蒲郡市

目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(当事者の義務)	1
第3条	(事業予定者の設立)	1
第4条	(株式の譲渡)	1
第5条	(業務の委託、請負)	2
第6条	(実施契約)	2
第7条	(準備行為)	2
第8条	(実施契約の不締結等)	2
第9条	(秘密保持)	2
第10条	(本協定の変更)	3
第11条	(準拠法及び管轄裁判所)	3
第12条	(有効期間)	3
第13条	(疑義に関する協議)	4

蒲郡市竹島水族館コンセッション（以下「本事業」という。）に関し、蒲郡市（以下「市」という。）と【応募企業又は応募グループの構成企業】（以下「優先交渉権者」という。）及び【応募企業又は応募グループの協力会社】（以下「協力会社」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、【応募企業又は応募グループの構成企業】が優先交渉権者として選定されたことを確認し、市と、優先交渉権者が第3条の規定に基づき設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）との間において、本事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第22条第1項に基づく公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結することに向けての、市、優先交渉権者及び協力会社の義務を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 市、優先交渉権者及び協力会社は、市と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 優先交渉権者及び協力会社は、事業契約締結のための協議においては、本事業の優先交渉権者の選定手続における蒲郡市竹島水族館運営等事業者選定委員会及び市の要望事項を尊重しなくてはならない。

（事業予定者の設立）

第3条 優先交渉権者は、本協定締結後、遅滞なく、実施契約の締結までに、株式会社である事業予定者を市内に設立し、その定款の写し、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書を市に提出するものとする。

2 前項の場合、優先交渉権者は必ず事業予定者に出資しなければならず、優先交渉権者が保有する議決権の合計割合は、事業期間中、事業予定者の総株主の議決権の2分の1を超えなければならない。なお、【参加資格確認基準日に応募グループの代表企業として明記された者（以下「代表企業」という。）】は、事業予定者の総株主の議決権のうち最大の割合を保有し、事業期間中これを維持するものとする。

（株式の譲渡）

第4条 優先交渉権者は、事業期間が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処

分を行う場合には、市の事前の書面による承諾を得なければならない。

- 2 優先交渉権者は、前項に従い、市の承諾を得て事業予定者の株式の処分を行う場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結後速やかに市に提出する。

(業務の委託、請負)

第5条 本事業の実施に関し、優先交渉権者は事業予定者に業務を委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 優先交渉権者は、前項により締結した業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等の写し等、業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、市に提出するものとする。
- 3 第1項により事業予定者から業務を委託され又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

(実施契約)

第6条 市及び優先交渉権者は、本協定締結後、令和●年●月●日までに、事業予定者をして、市との間で実施契約を締結せしめるものとする。

- 2 市及び優先交渉権者は、実施契約締結後も本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。

(準備行為)

第7条 優先交渉権者及び協力会社は、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができる。この場合、市は、必要かつ相当な範囲で、優先交渉権者及び協力会社の行う準備行為に協力するものとする。

- 2 前項の準備行為の結果は、実施契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(実施契約の不締結等)

第8条 事由の如何を問わず、市と事業予定者との間で実施契約の締結に至らなかった場合、市並びに優先交渉権者（事業予定者を含む。）及び協力会社が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第9条 市並びに優先交渉権者及び協力会社は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘

密を含む。)を第三者に開示してはならず、本協定の履行又は本事業の実施の目的以外に使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。

2 前項の規定にかかわらず、市並びに優先交渉権者及び協力会社は、次に掲げる場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。

(1) 当該情報を知る必要のある市又は優先交渉権者及び協力会社の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他専門家に対して、市並びに優先交渉権者及び協力会社と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(2) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

(本協定の変更)

第10条 本協定は、市並びに優先交渉権者及び協力会社の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定の締結日から実施契約が締結される日までとする。

2 本協定の規定に従い、実施契約が締結に至らなかった場合には、市が代表企業に対して書面で通知することにより、本協定の有効期間は終了する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の効力は、本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。

(1) 第4条（株式の譲渡）

(2) 第5条（業務の委託、請負）

(3) 第6条（実施契約）

(4) 第7条（準備行為）第2項

(5) 第8条（実施契約の不締結等）

(6) 第9条（秘密保持）

(7) 第11条（準拠法及び管轄裁判所）

(疑義に関する協議)

第13条 本協定に定めのない事業について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び優先交渉権者及び協力会社が誠実に協議して、これを定めるものとする。

以上を証するため、本協定書を3通作成し、市並びに優先交渉権者及び協力会社がそれぞれ記名押印の上、市並びに優先交渉権者及び協力会社が各1通を保有する。

令和●年●月●日

市

愛知県蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市

市長 鈴木 寿明

優先交渉権者

【所在地】

【優先交渉権者名】

代表取締役 【代表取締役氏名】

協力会社

【所在地】

【協力会社名】

代表取締役 【代表取締役氏名】